

【森田整骨院】 補償・慰謝料について

補償(治療費)に含まれるもの

・応急手当費診察料、入院料投薬料、手術料、処置料等通院費、転院費、入院費etc…

※接骨院・鍼灸院での治療もここに含まれます。

・交通費

通院に際しての交通費も支払われます。

※公共交通機関かタクシー、有料駐車場、自家用車のガソリン代etc…

慰謝料

・慰謝料とは、事故によって被害者が受けた精神的な苦痛に対して支払われる賠償金。

1日4,200円が支払われます。慰謝料の算定には、「治療期間」と「実治療日数」が必要。

治療期間…治療開始日から治療終了日までの日数

実治療日数…実際に治療を行った日数

「実治療日数」×2 と「治療期間」で比較し、少ない方の数字に4,200円をかければ慰謝料が算定されます。

「実治療日数」×2とありますが、**実治療日数の2倍の慰謝料が算定されるのは、整形外科に通院した場合と接骨院に通院した場合のみ**です。鍼灸院や整体院では、実治療日数のみしか算定されません。慰謝料の面から見ても、整骨院にかかる事をお勧めします。

【森田整骨院】よくある質問

Q&A

Q. 治療費は？

A. ゼロです。

・自賠責保険により治療費がまかなわれますので、自己負担はありません（ゼロです）。

保険会社に連絡する前に来院されて治療を受けても、自己負担はありません

治療後、保険会社へ連絡して下さい。(事前に保険会社へ連絡して頂いた方が良いです)

・当院は、国家資格による医療機関です。国民健康保険などの各種保険による治療を行っており、交通事故や労災だけでなく突然の痛みや骨折、捻挫などの保険治療も行っています

Q. 整骨院でも自賠責などの保険が使えるのですか？

A. 各種保険による治療を行っております。

・整骨院を薦めない保険会社担当者もいるようですが、被害者にとっては、症状が改善するために、どの医療機関にかかるかは自由です。選択権は被害者にあります。保険会社にはありません。保険会社や、加害者から強制されたり、制約を受けるものではありません。

ご自身が治療を受けたい医療機関を指定することができます

Q. 現在、病院、接骨院、整骨院、整体院等に通院しているのですが・・・

A. 2院通院も可能です。

・事故での痛みの原因はレントゲンに映らない場合もあります。当院には交通事故の被害を受けてしまった方がたくさん来院されます。その多くはご紹介や他からの転院です。

転院することは現在通われている病院・治療院に報告しなくても問題はありません。病院に通院しながら当院で治療を受けることも問題ありません。

「自宅や会社から遠くて不便」、「なかなか良くなならない」など医療機関を変えたい場合、保険会社に変更したいと伝えれば、電話するだけで変更ができます。

治療を受けるための書類は特に必要ありません。

保険会社担当者に、『森田整骨院』で治療したいと伝えてください。

転院後の手続きや保険会社との対応は当院で代行いたします。

Q. 症状が軽くても保険で治療が受けられますか？

A. 受けられます。

・症状の軽い重いは関係なく治療が受けられます。治療費は全て保険会社が負担します。初めのうち症状が軽いからとほっておいて、後からつらくなってくることが多くみられます。少しおかしいと感じたら、早めに受診することををお勧めします。

・事故後あまり時間が経過していると、事故との関係がはっきりしなくなり、保険会社から補償(治療費など)が受けられないこともあります。

少しでもおかしいと感じたら、早めに受診しましょう

・通院日数に制限はありません。症状が改善するまで治療が受けられます。

保険会社からそろそろ治療を終了しませんか？など連絡が入ることがありますが、あくまでも保険会社側の都合なので、依然つらい症状が残っているようでしたら、治療を中止しなくともいいのです。保険会社が強制的に治療を中止させることは出来ません。

Q. 森田整骨院ではどのような治療方針ですか？

A. 症状により異なります

・当院では、**手技がメイン**です。ボディケア、整体、理学療法などの中から、一人ひとりの症状に合わせ、治療プランを組み立てていきます。

・首や腰、膝などを同時に負傷しても、**全て治療を受けることができます。**

治療期間や回数に制限はありませんので毎日通院していただいても構いません。

・受付時間は9：00～13：00、15：00～19：00となっております。

仕事をしながら交通事故の治療にみえる患者様の多くが、夜の時間帯を利用されています。また、朝の時間帯（朝9時から）を利用される方もいらっしゃいます。

営業時間内に来院できない方もご相談ください。可能な限り対応させていただきます